

# 病児・病後児保育事業

## 病児・病後児保育事業とは

こどもが**病気の回復期に至らず、かつ当面の症状に急変が認められない児童（病児）**又は**病気の回復期にある児童（病後児）**で、かつ**集団保育が困難な場合に、専用スペースで看護師と保育教諭が一時的にお預かりします。**

## 概要

### 保育時間

月曜日～金曜日 8時～17時30分

土、日、祝祭日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く

### 保育期間

1回につき **連続する7日間**まで利用可能

連続する7日間とは、例えば水曜日～翌週の火曜日を指します。

### 対象児童

① **福島市に住所を有し保育施設等を利用している児童、又は市外に住所を有し市内の認可保育施設を利用している児童**

② **生後6か月～就学前の児童**

6歳に達する日以後の最初の3月31日まで利用可能

③ **病気の「回復期に至らない場合（病児保育）」または「回復期にある場合（病後児保育）」で**当面の症状の急変が認められない児童****

④ **病児・病後児保育事業の利用が可能であると**医師が認める児童****

⑤ **集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により**家庭での保育が困難**である児童**

### 利用定員

2～3名（病状等により変更あり）

### 利用料金

利用時間が**4時間以内**のとき、**1,000円**

利用時間が**4時間を超える**とき、**2,000円**

### 食事

11時～12時の利用で、**昼食**を提供します

15時～16時の利用で、**おやつ**を提供します

1食  
290円

1食  
60円



## 利用の流れ

**STEP 1** 幼保支援課の窓口で、**病児・病後児保育利用登録**を行います（年度ごとの登録制）。

**STEP 2** 利用日の**2日前**までにLINEにより**利用予約**を行います。  
※施設への**直接の申し込みは利用前日まで可能**。

必要な書類は「福島市立もりあい認定こども園」のホームページよりダウンロードできます

**STEP 3** 利用日当日に**下記の書類**を持参し、**当日問診票**による**問診・検温等**を受けます。  
・利用申請書 ・診療情報提供書 ・薬の依頼書 ・同意書 ・問診表

**STEP 4** 書類などに問題がなければ児童をお預かりします。また、降園時に**当日の利用料金**を支払っていただきます。

# 病児・病後児保育受け入れ基準

## 各感染症と目安となる許可基準

- ① インフルエンザ・・・3日目に熱がなく、4日目から隔離室で利用可
- ② 新型コロナウイルス感染症・・・発症後5日間経過し解熱していれば隔離室で利用可
- ③ おたふくかぜ・・・症状が安定し、頭痛や嘔吐がなければ隔離室で利用可
- ④ 水痘・・・発熱の有無と医師の判断で利用可
- ⑤ 百日咳・・・抗菌薬内服後5日経過していれば利用可
- ⑥ 咽頭結膜熱・・・症状が安定していれば利用可
- ⑦ 溶連菌感染症・・・抗菌薬内服を開始していれば隔離室で利用可
- ⑧ ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎  
・・・下痢や嘔吐が治まり、水分摂取が可能であれば隔離室で利用可
- ⑨ 流行性角結膜炎・・・医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可
- ⑩ 急性出血性結膜炎・・・医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可
- ⑪ マイコプラズマ感染症・・・抗菌薬内服を開始し、咳が改善するまでは隔離室で利用可
- ⑫ 手足口病・・・症状が安定していれば利用可
- ⑬ 伝染性紅斑・・・症状が安定していれば利用可
- ⑭ ヘルパンギーナ・・・症状が安定していれば利用可
- ⑮ RSウイルス感染症・・・症状が安定していれば利用可
- ⑯ 帯状疱疹・・・利用可



## 病児・病後児保育を利用できない病状・症状

- ① 伝染性疾患（他児に感染する恐れのあるものの急性期）
- ② 38.5度以上の発熱が4日以上続いている場合
- ③ お預かり時に38.5℃以上の熱がある場合
- ④ 嘔吐・下痢が続き脱水症状の兆候がある場合
- ⑤ 皮膚や唇が乾燥している・ぐったりして活気がない等
- ⑥ 咳や喘鳴（ゼーゼー）がひどく、呼吸が苦しい状態
- ⑦ 食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりができない状態
- ⑧ 基礎疾患があり感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い状態
- ⑨ てんかん発作、熱性けいれんが頻回に起こっている状態  
※前回のけいれん発作から48時間以上経過していない
- ⑩ 入院等の措置が必要と考える状態

### 伝染性疾患とは

麻疹・風疹・水痘・  
おたふくかぜ・インフルエンザ・  
流行性角結膜炎・ロタウイルス・  
ノロウイルス・感染性胃腸炎など  
を指します。

## 利用にあたっての注意点

### 利用の中止

次のいずれかに該当するときは、本事業の利用を中止します。

- ① 児童が病児保育及び病後児保育の対象に該当しなくなったとき。
- ② 児童の病状の変化等により実施施設での対応が著しく困難になったとき。
- ③ 児童又は保護者が保育上の指示に従わないとき。
- ④ その他市長が利用を終了することが適当と認めるとき。

### 緊急時の対応

児童の症状に急変があった場合には、保護者へ連絡を行い、状況によっては施設長等の判断により病院に搬送し搬送先で保護者と合流します。医療費と搬送に要した移送費等は、申請者の負担となります。

### キャンセルポリシー

児童の症状により利用の必要がなくなった場合は、当日の利用時間前までに電話で、もりあい認定こども園へ連絡します。